

総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(第 28 回)
議事概要(案)

平成 24 年 7 月 31 日(火)
農林水産省三番町共用会議所

- 1 総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(第 27 回)の議事概要の確認を行い、(案)のとおり了承された。
- 2 平成 23 事業年度財務諸表及び事業報告書等について審議を行い、意見なしとされた。
- 3 独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成 23 事業年度における業務の実績に対する評価結果(案)について審議を行い、委員から概ね次のような意見が表明された。

○「特別給付金の支給」について

- ・ 評価結果(案)では、平和基金の自己評価(案)の AA から A となっている。平和基金にとっては厳しい評価になっているとは思いますが、AA を付けるとなると相当目立った業績を上げていることが必要ではないか。国民の目線から見た時に、想定内の事態の範囲内の対応であれば、それは当然される努力として見なされるのではないかとすることを考慮すると A という評価で良いのではないか。
- ・ 評価は AA で良いのではないか。数値目標だけで判断するとなると、そもそも今回の支給事業で、100%を大幅に超える、例えば 120%達成ということはあるのではないかと。そうであれば、AA から D までの 5 段階評価ができないことになるのではないかと。
- ・ 今回の支給事業は、シベリアに抑留されていた方で法施行時に御存命の方が対象なのであり、それが法案立案時に約 67,000 人と推計されたもの。その推計から大幅に上回ることもあり得るのかどうか。その中で、推計を上回って達成されたことのほか、平和基金で努力した内容を評価し、AA としても良いのではないかと。

- ・ 数値目標だけで機械的に当てはめて評価するのであれば、分科会は必要がなく、ただコンピューターに入力するだけで事足りるのであり、我々の仕事は、質の部分を踏まえた評価をすることにあるのではないか。

○「人事に関する計画」について

- ・ 評価をBとする理由が、年度計画に規定すべきであったが規定されていなかったとのことだが、必要性に応じて研修を行ったということは必ずしもマイナスではないのではないか。例年と比較して、新規性のある研修に取り組んだのであれば、Aとして良いのではないか。

なお、「特別給付金の支給」と「人事に関する計画」の評価については分科会長に一任され、他の評価については評価結果（案）のとおり決定した。

4 独立行政法人平和祈念事業特別基金解散に伴う今後の分科会スケジュール（案）等について審議を行い、了承された。

なお、資料の詳細については分科会長に一任された。

以上